

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機

○環境省告示第八十七号（令和七年十一月十二日）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第六十七条及び第七十一条の規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機を次のように定める。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条に規定する環境大臣が指定する電子計算機は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団が運用する電子計算機であって、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第三十八条の規定による報告及び同法第四十条の規定による公表に係る情報を処理するための環境大臣の使用に係るものとする。

附 則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。